



社会保険労務士法人・行政書士事務所

オフィス・サポートNEWS

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F

TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926

URL <http://www.officesup.com> E-mail info@officesup.com

第22号 2010年12月

発行責任者 鎌田勝典・沖利彦

時言

過去最低の水準となった就職内定率

【厳しい就職内定状況】

厚労省と文科省は、平成23年3月大学卒業予定者の、10月1日現在の就職内定状況を取りまとめました。それによると、就職内定率は57.6%で、前年同期を4.9%下回り、平成8年度の調査開始以来過去最低の水準です。男女別にみると、男子は59.5%（前年同期-3.8%）、女子は55.3%（同-6.3%）。（グラフ参照）

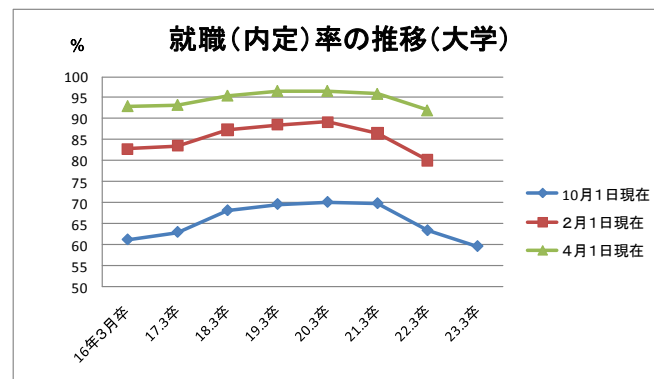
同じく来春高校卒業予定者の、就職内定率は40.6%（男子46.3%、女子33.0%）。高卒予定者の内定率は前年同期を3.0%上回っています。3月末の時点で最終的な就職率は決まるわけですが、厳しい傾向にあることはたしかです。

【採用活動の長期化と弊害】

内定率悪化の背景には求人状況の悪化があります。青森県の全日制職業科では求人数が昨年から半減し、高校を訪れた企業は皆無だといいます。

さらに、景気の先行きに不透明感が漂うなか、就職活動に関するルールを破る企業も増えています。従来あまり見られなかった「圧迫面接」（わざと意地悪な質問をし、プレッシャーをかけて反応を見る面接の手法）などの例も報道されています。とくに顕著なのが採用活動の長期化です。応募しても入社試験の日程を何カ月も連絡してこない企業もあるとか。

現在の大学3年生（平成24年3月卒業予定）2,000人のモニ



ター調査によれば、11月中旬時点で企業にエントリーした学生は96.4%で、学生1人当たりの平均エントリー社数は50社にのぼります。ここ数年30社前後で推移していたエントリー数が急増しているのです（『日経就職ナビ2012学生モニター調査』結果より）。これでは大学4年間のうち学業に専念できる期間は正味2年間。ノーベル化学賞を受賞した鈴木さん、根岸さんが、若者に「学問の道をあきらめないように」とメッセージを送りましたが、とても無理な話だと若者から言われそうです。

【卒後3年間は新卒卒に？】

こうした現状を踏まえ、政府は、卒業後3年間は新卒卒で応募受付するよう主要経済団体に要請しました。就職浪人生に新卒就職の機会を与えようということでしょうが、現役大学生の心境には微妙な変化が生まれているようです。今年就職活動を断念した人たちが加わるから、「先輩と比較した自分たちの就職活動は『厳しくなる』」という意識が増大し、ますます「就活」にかりたてているというのです（前月比で10.1%アップ。「毎日コミュニケーションズ」11月調査）。

一方、政府の事業仕分け（第3弾）では、ジョブカード制度や賃金立替払制度など「廃止」とされました（※）。ジョブカード制度はまだ効果を判定するにはあまりにも短すぎる期間しか経過していません。賃金立替払制度（会社倒産時に労働者の給与を国が立て替える制度）は、失業者の命綱を奪うものとして厳しく批判されています。（※その後菅首相は復活させるとの指示を出しました）

真に雇用を増大させる道は内需拡大による景気回復しかありません。小手先の対策や、「効率化」の名のもと必要なものを削ってしまうことではないはずです。

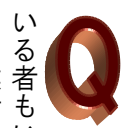
今月号紹介

- 2面 労使トラブル110番 「労働時間を管理し、歩合給も含めて割増賃金を支払え」と是正勧告
- 3面 「行政書士の事件簿」【短期連載】契約書作成・チェックで気を付けること～その④印鑑と印紙
- 4面 メンタルヘルスを考える 「社内の困った人への対応②」

- 5面 年金相談の現場から 「年金繰り上げ受給と扶養認定について」「税金おとな相談室」 税理士・関根忍先生の連載
- 6面 職場のQ&A 「残業の自己申告制」「となりの弁護士」 弁護士・原和良先生の連載

職場のQ&A

「残業の自己申告制」



弊社では残業時間が増えてきており、対策に頭を悩ませております。急ぎでもない仕事で残業をして、残業代を稼いでいる者もいるという話も耳にしています。

同業者の集まりで、「わが社は残業を自己申告制にして、申告のない残業を認めない（時間外手当を支払わない）」という方法で残業時間がかかり減った」という話を耳にしました。そのようなことが法的に問題なければ、弊社でも実施したいのですが、可能でしょうか？



残業時間の自己申告制の実施に際しては、以下の通達があります。

◎自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置（平成13年4月6日：基発第339号）

ア 自己申告制を導入する前に、その対象となる労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施すること。

ウ 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

残業を自己申告制にした場合でも、労働時間の把握と時間外手当の支払いが正しく行われていれば良いのです。

「質問にあった「申告のない残業を認めない」ことはよく行われているようですが、これには問題があります。申告のない残業であっても、労務の提供を受けた以上は会社の指示があったものとみなされるリスクが高く、きちんとした制度が確立されていないと、残業手当未払いと指摘されかねません。

したがって、会社は残業の実態を把握し、不必要な残業をしている者を帰らせる姿勢を徹底することが大切です。



となりの弁護士

パートナーズ法律事務所長
弁護士 原和良



「本物の生き方」

□ 一二月一〇日にオスロで開かれたノーベル平和賞の授賞式には、一つの空席があった。中国政府に表現の自由の保障を求めた「08憲章」を発表し、一九八九年の天安門事件の後軟禁状態に置き代理出席を認めなかった。

授賞式で代読された劉の文章「私には敵はない」には胸を打たれた。「私は投獄され、私を敵とみなす政権の意識によって被告席に押し込まれている。しかし、私には敵はおらず、憎しみもない。私は、自分の境遇を乗り越えて国の発展と社会の変化を見渡し、善意をもって政権の敵意に向き合い、愛で憎しみを溶かすことができる人間でありたいと思う。」

聖書の有名な言葉「敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい。」（マタイによる福音書43）を想起させる言葉である。

私たちは、不況だ、倒産だ、就職難だ、相続争いだ、離婚だ、子どもが勉強しない、と次から次に人生のトラブルに悩みもがき右往左往する。他方で、同時代、同じアジアで、かくも静かにかつ深遠な闘争が繰り広げられていることに驚かすにはいられない。

今年、十一月にはビルマの民主化運動の主導者であるアウン・サン・スーチーさんが、自宅軟禁から七年ぶりに解放され、自由を手に入れたときも同じ感動を味わった。

先人たちの静かな闘争が、確実に現代という社会を歴史を動かしているのだということに畏敬の気持ちを抱かざるを得ない。

グローバル経済は、すべてお金の呪縛からのごとの価値を図る。しかし、お金の毒された私たちに、彼ら彼女らの存在は、物質的な豊かさよりも大事なものの、本物の価値とは何かを教えてください。きらきらした装飾に満ちた偽物がこの世にはびこる中で常に本物の生き方を目指したいものである。

□編集後記——— このほど、山崎泉特定社会保険労務士率いる、「千代田マネジメントパートナーズ」との合併が決まり、新年1月から、社労士3人、行政書士1名、20代の社労士をめざす3名の職員を含む新しい「オフィス・サポート」が誕生いたします。「先人たちの静かな闘争が確実に現代という社会を歴史を

動かしている」(『本物の生き方』)より)とまでいなくなると、何かと先行きの見えないう経済事情のもと、倍加する「オフィス・サポート」がみなさまの業務発展に少しでも役立つことができれば幸いです。2月10日のレセプションでお目にかかれることを楽しみにしています。どうぞよいお年をお迎えください。(N)



「労働時間を管理し、歩合給も含めて割増賃金を支払え」と是正勧告

Q 製造業兼販売業を営んでいます。弊社では、営業マンに対して、約15万円の固定給以外に、商品販売実績に応じて歩合給を支給しています。なかには月100万円近く歩合給を稼ぐ者もあり、残業代は歩合給に含まれているものと考えておりました。また、営業マンの場合は、直行直帰する勤務の場合もあるので、労働時間の管理も行っていないで。退職した営業マンが労働基準監督署に残業代未払いの申告を行ったようで、先日監督官が弊社に立ち入り、パソコンのログ記録などを調べたうえで、①労働時間の管理と賃金台帳等の整備、②歩合給も含めた残業代を支払うこと、③過去3ヵ月分の残業代を全職員分算出し支払うこと、④就業規則と36協定の届出等について、是正勧告を受けました。是正勧告に従わなければどうなるのでしょうか？また、歩合給に対しても割増賃金を支払わなければならないのでしょうか？

A 【是正勧告の意味と対応】
労働基準監督官による事業所への立ち入り（「臨検」という。）には、定期監督と申告監督の2種類があります。申告監督とは、労働者が労働基準監督署に申告することで実施される監督です。貴社の場合は、申告監督のようですから、監督官が事前に事実を把握して、申告事由に基づいて臨検を行ったものと思われます。これに対して定期監督は、その時々々の行政方針に基づいて、重点業種や重点項目を定める行なうものです。

是正勧告や指導そのものは、あくまでも勧告・指導ですから、従う法的義務があるわけではありません。しかし、監督官には司法権限が付与されていますから、勧告・指導に従わずに、悪質な会社だとみなした場合は、書類送検する権限があります。そして、労働基準法に違反した場合、罰則が科されます。たとえば、「法定労働時間を守らなかった場合」（34条違反）や「割増賃金を支払わなかった場合」（37条違反）などは、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科され、法人と代表取締役（あるいは総務担当取締役）の両方に責任が及びます（「両罰規定」という。）。また、もし貴社が上場をお考えだとすると、企業コンプライアンス上大きな失点を抱えることとなりますのでご注意ください。

【労働時間の管理は使用者の責任】

是正勧告への対応で、まず解決しなければならないのは、労働時間の管理をきちんと行うということです。労働時間の管理は使用者の責任です。内勤職の場合はタイムカードもしくは現認方式で、営業職の場合も、タイムカードと電話連絡（現場から直行直帰する場合は電話連絡させるなど）で労働時間の管理はできるはず。監督官がログ記録を調べていったとのことですので、今後の方針をしっかりと示すことが大事です。

【歩合給に対する割増賃金で大事なポイント】

歩合給、つまりインセンティブを支払うことで残業代は支払っていることになると考えておられる経営者の方が少なくありません。しかし、裁判例（高知県観光事件。最高裁平成6.6.13判決）では、「歩合給の額が、時

間外および深夜の労働を行った場合においても増額されるものではなく、通常の労働時間の賃金にあたる部分と時間外および深夜労働に対する割増賃金部分とを判別できない」ことを理由として、歩合給の中に残業代が含まれているという会社の主張を退けています。

歩合給に対する割増賃金の問題で大事なポイントがあります。

- ① 歩合給そのものの割増賃金の単価は、歩合給総額を、その歩合給を得るために要した総労働時間で割った額となります。通常の割増賃金の単価は、1ヶ月当たりの平均所定労働時間を分母としますが、それとは違う計算方式なので注意が必要です。
- ② 単価に乗じる率は「1.25」ではなく「0.25」です。100%の部分は歩合給の中に含まれているので、25%を割増賃金として支払えばいいのです。

たとえば、基本給15万円、歩合給20万円、所定労働時間170時間/月、残業時間30時間/月だとすると、次のような計算になります。

- ・通常の賃金に対する割増賃金：
(15万円/170時間) × 1.25 × 30時間 = 33,088円
- ・歩合給に対する割増賃金：
(20万円/200時間) × 0.25 × 30時間 = 7,500円

したがって、割増賃金は、
33,088円 + 7,500円 = 40,588円となります。

【定額残業手当を支給する方式も】

先述の最高裁判決をよく読むと、通常の労働時間の賃金と割増賃金との区別がつけば、歩合給を支払ったことで割増賃金が支払われたとみなされることとなります。つまり、歩合給の中に何時間分の残業代が含まれているのかを明確にすればいいわけです。もちろん、その時間を超えた残業時間分は上乘せして支給することが前提となります。

通常の賃金に対する割増賃金も、歩合給に対する割増賃金も、両方、定額残業手当方式をとることも考えられると思います。



年金繰り上げ受給と扶養認定について



Q 私（女性）は昭和25年1月生まれです。大学を卒業して入社した会社を60歳で定年退職し、その間は厚生年金に加入（453月）しておりました。今はパート勤めをしており、年収は90万円です。あと、特別支給の老齢厚生年金を年間80万円受給しております。老齢基礎年金を繰上請求して、早くもらいたいのですが、年金額が増えることによって夫の扶養になれないのではと思い、どうすれば良いか悩んでおります。



A 60歳以上の方については、健康保険は「年間収入180万円」未満、所得税では「年間所得38万円」以下であれば扶養で居られます。「年間収入180万円」とは、総支給額のことを指します。税金や保険料が天引きされる前の金額です。

「年間所得38万円」とは、公的年金収入であれば「公的年金控除」、給与収入であれば「給与所得控除」を引いた後の金額のことを指します。

あなたの場合、現在は年間収入が180万円以内で、年間所得も38万円以内であるため、税法上も健康保険も扶養で居られます。

仮に、繰上請求を来年1月分からは行ったとすると、年金受給額が約150万円になり、年間所得が38万円を超えてしまうため、税法上の扶養親族にはなりません。さらに、パート収入が年間30万円を超えるよ

うであれば、健康保険の扶養家族にもなれません。

ちなみに、繰上請求を行わなかったとしても、62歳以降は定額部分の支給が始まるため、年金受給額が約155万円になり、税法上の扶養親族にはなりませんし、パート収入が年間25万円を超えれば、健康保険の扶養家族にもなれません。

繰上請求をしたことにより、今後62歳までの間に支払う健康保険料の金額と、62歳以後に年間約5万円の年金が生涯にわたって減額されることを考慮した上で、繰上請求するかどうかを判断して下さい。

※老齢基礎年金の繰上請求には、「全部繰上」と「一部繰上」がありますが、この方の場合は一部繰上の方が有利であるため、一部繰上としています。また、文中に出てくる金額については、紙面の都合上、計算の根拠を省略させていただきます。悪しからずご了承下さい。

黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第22回)

■還付金あれこれ(その3)

黒子「法人住民税均等割の納付額が6万9800円で半端じゃないか！グレ子間違えたな？」

税理士「いえいえ、それであってますよ。」

黒子「均等割は赤字でも7万円だろ？」

グレ子「預金利息の源泉税があるからですよ、社長。まったく、何にも知らないんだから！」

税理士「この人、さっき私に聞いたばかりなのに…」

皆さんの預金口座の利息は支払われる時に、国税15% 地方税5%の預金所得税が源泉徴収されています。

この税額は、個人所得では利子所得の源泉所得税として、法人税および法人住民税では前払税金として取り扱われます。例えば100円の利息なら、

現金預金	75	/	受取利息	100
法人税等	15		(←国税15%)	
法人税等	5		(←地方税5%)	

税理士 関根 忍



という様に仕訳され、国税15円は法人税の前払として、地方税5円は法人住民税の前払として、控除なしに還付されます。法人税の場合は0円の納税額であれば還付になりますが、法人住民税は均等割があるので、そこから控除されます。別途還付を希望することもできますが、還付には少し時間がかかるので、控除して納税の方が簡単です。黒子さんの会社では、200円の地方税が控除されているようですので、受取利息が4000円だったと想像できますね。

最近、自動車税の還付が税務署（国税）名義で還付されることがあります。誤った処理をしないよう、顧問の税理士さんとの意思疎通をよろしくお願いします。